

別表（第2条関係）

区分	交付対象者の要件	対象となる大会の名称等	交付金の額
国際大会	<p>次の各号のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 国内予選による選出又は公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する中央競技団体その他の国内において当該競技を統括する団体（非営利法人に限る。）の推薦により出場する選手（団体競技にあつては、大会規程に基づく登録選手（試合に出場していない選手を含む。）をいう。）又は当該監督若しくはコーチ（以下「選手等」という。）</p>	<p>(1) オリンピック</p> <p>(2) パラリンピック</p>	<p>1人につき50,000円。ただし、団体で出場する場合においては、1団体につき500,000円を限度とする。</p>
	<p>(2) 市内に在住し、又は在勤し、若しくは在学する者。ただし、市外に住所を有する者であっても、実家が市内にあり、かつ、市内に在住履歴のある者は、対象とする。</p>	<p>(1) 国際競技連盟が主催する各競技別世界選手権大会、ワールドカップ又はこれに準ずる大会</p> <p>(2) ユニバーシアード</p> <p>(3) デフリンピック</p>	<p>1人につき30,000円。ただし、団体で出場する場合においては、1団体につき300,000円を限度とする。</p>
		<p>前2項に規定するもののほか、国際競技連盟その他これに準ずる団体が主催するアジア地域以上の大会であつて、安城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が世界規模の大会として適当と認める大会</p>	<p>1人につき15,000円。ただし、団体で出場する場合においては、1団体につき150,000円を限度とする。</p>
全国大会	<p>次の各号のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 市又は地区の予選（参加市町村又は地区の過半数により行われるものに限る。）による選出又は予選会を主催する団体の推薦により出場する選手等</p> <p>(2) 市内に在住し、又は在勤し、若し</p>	<p>(1) 国民体育大会</p> <p>(2) 全国高等学校総合体育大会</p> <p>(3) 公益財団法人日本体育協会加盟中央団体が主催する競技別全日本選手権大会、天皇杯又は皇后杯</p> <p>(4) 国、公益財団法人日本オリンピック委員会又は公益財団法人日本スポーツ協会加盟中央団</p>	<p>1人につき5,000円。ただし、団体で出場する場合においては、1団体につき50,000円を限度とする。</p>

	<p>くは在学する者。ただし、愛知県代表として国民体育大会に出場する場合は、市外に住所を有する者であっても、実家が市内にあり、かつ、市内に在住履歴のある者は、対象とする。</p>	<p>体が主催する全国規模の大会  (5) 全国青年大会 体育の部  (6) 全国障害者スポーツ大会  (7) 全国健康福祉祭ねんりんピック</p> <p>前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する大会であり、かつ、教育委員会が全国規模の大会として適当と認めるもの</p> <p>(1) 市又は地区の予選を経た選手又は各予選会を主催する団体の推薦による選手が出場する大会であること。  (2) 全国の過半数の都道府県又は地区の代表が参加する大会であること。  (3) 全国の過半数の都道府県に支部を有する非営利の体育団体が主催する大会であること。  (4) 全国大会予選会への複数参加が可能でないこと。  (5) 交流、交歓、親善、レクリエーション、強化試合等を目的とする大会でないこと。</p>	<p>1人につき3,000円。ただし、団体で出場する場合には、1団体につき30,000円を限度とする。</p>
--	---	--	---